

せいかつ ほ ご しんせい
生活保護申請のてびき

こま え し ふ く し じ む し ょ
狛江市福祉事務所

もく
目

じ
次

せいかつ ほ ご りよう かんが なた
生活保護の利用を考 えている方へ..... P. 1

せいかつ ほ ご しんせい なが
生活保護申請の流れ..... P. 2

ふじょひ
扶助費はどのように決めるのですか？..... P. 4

せいかつ ほ ご しゅるい
生活保護の種類について..... P. 5

せいかつ ほ ご う ぎむ ちゅうい じこう
生活保護を受けたときの義務及び注 意事項..... P. 7

ばあい ほ ご ひ へんかん
こんな場合は保護費を返還しなければなりません.. P. 8

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は、国民の権利です。

せいかつ ほご、せいかつ こま ひと びょうどう こま
生活保護は、生活に困っているすべての人に平等に困っている

ていど おう ひつよう ほご おこない さいていせいかつ ほしょう
程度に応じて必要な保護を行い、その最低生活を保障するとともに、

しょうらいてき じりつ たす もくてき
将来的に自立できるよう助けていくことを目的としています。

＜生活保護の利用を考えている方へ＞

せいかつ ほご う まえ つぎ どりよく ねが
生活保護を受ける前に次のような努力をしていただくことを願

のうりよく しさん た せいど かつよう
いします。なお、能力、資産、他の制度を活用してからでなければ

ほご しんせい
保護の申請ができないわけではありません。

1 能力の活用

じぶん のうりよく おう びょうき けがなど じょうたい おう はたら
自分の能力に応じて（病気やケガ等の状態に応じて）働くよう

にしてください。

2 資産の活用

げんそく ほゆう しさん よちよきん ちょちくせい たか せいめいほけん
原則として保有している資産（預貯金・貯蓄性が高い生命保険・

とち かおく じどうしゃ しょぶん せいかつ りよう
土地・家屋・自動車など）は、処分して生活のために利用してくだ

さい。ただし、保有が認められる場合もあります。

3 他の法律や制度の活用

ねんきん てあて ほけん た ほうりつ せいど えんじょう う ばあい
年金や手当、保険など他の法律や制度で援助が受けられる場合は

せいかつ ほご ゆうせん かつよう
生活保護に優先して活用してください。

※扶養義務者からの援助について

夫婦、親子、兄弟姉妹は民法上の扶養義務者になりますので、

困っていることを相談してみてください。ただし、親族の扶養義務

は可能な範囲の援助を求めるといふもので、援助が可能な親族がい

るとの理由により、保護を受けられないということではありません。

<生活保護申請の流れ>

申請

福祉事務所に「生活保護申請書」を提出します。このとき、必要

な持参書類を事前に問い合わせしていただくことをお勧めします。

なお、住民登録があっても実際に居住していないなどの場合に

は現に居住している住所を管轄する区市町村が申請先となります

のでご注意ください。

申請に必要な書類

● 生活保護申請書（保護を受けようとする方の住所・氏名等）

● 資産申告書（預貯金・現金・生命保険・不動産などの資産状況

を証する書類）

● 収入・無収入申告書（収入状況を証する給与明細書等

書類）

- 同意書（収入や資産など福祉事務所が関係先に問い合わせや報告を求めることについての同意書）

- 家賃契約書の写し

- その他必要書類（健康保険証など）

上記の書類がそろわなくても、保護の申請はできます。

調査・審査

福祉事務所は、家庭訪問など必要な調査を行い保護を受けられるかどうかの要否を決定します。その際、次のことについて調査をします。

能力の活用

世帯の中に働くことが可能な人がいる場合は、その能力に応じてハローワークなどでの求職活動等の努力をしているか？

資産の活用

自動車・生命保険・土地家屋等の資産があれば、売却やリバースモーゲージ（不動産担保貸付）などの活用が可能か？

他の制度の活用

障害年金・失業保険・傷病手当金などが活用できる場合は、それらを優先して活用を図ることが可能か？

※親族（扶養義務者）からの支援について

緊急時の対応などに備えるため、親族との関係性について、教えてください。金銭的な支援の可能性のほか、定期的な訪問・電話・メールのやりとり、一時的な子どもの預かり等の精神的支援の可能性について、お伺いします。なお、DV（親族からの暴力等）や虐待の被害を受けた経緯がある場合は親族への照会を行います。また、援助が見込めない事情がある場合は、照会を保留することがあります。親族への扶養照会は、保護の要件ではありません。

調査の結果

生活状況や資産状況などの調査を行ったうえ、原則として申請してから14日以内に生活保護を受けられるかどうかの通知をします（調査に日時を要する特別な理由がある場合は30日以内）。なお、申請が却下されるなど結果に納得がいかない場合は、都知事に対して審査請求ができます。

生活保護を受けたとき

生活保護を受けている世帯については、ケースワーカーと呼ばれる担当者がつきます。ケースワーカーは自宅を訪問したり、世帯内の解決すべき課題をご家族と一緒に考えながら、自立を助けるためのお手伝いをします。

< 扶助費はどのように決めるのですか？ >

生活保護は「世帯」を単位とし、世帯構成員の年齢・人数・健康

状態等を考慮し、厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）と現

在の収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合、最低

生活費から収入を差し引いた額が保護費として支給されます。

（収入からは、所得税・交通費・基礎控除など必要に応じて控除

されます。）

さい 最	てい 低	せい 生	かつ 活	ひ 費
しゅう 収	にゅう 入	し 支 給 額		

< 生活保護の種類について >

生活扶助、1類・2類

1類は食費、被服費など個人的費用で世帯員の年齢に応じて算定し

ます。2類は光熱水費など、生活保護受給世帯が共通して使う費用

です。

住宅扶助

賃貸アパートなどの家賃、家屋の修繕費など、定められた範囲内

で実費が支給されます。ただし、賃貸アパートの家賃については、

せたいいん にんずう により しきゅうげんどがく さだ
世帯員の人数などにより支給限度額が定められています。

きょういくふじょ 教育扶助

きょうざいひ がっこうきゅうしょくひ こ ぎ むきょういく う
教材費や学校給食費など、子どもが義務教育を受けるために

ひつよう ひよう さだ きじゅんがくとう しきゅう
必要な費用について、定められた基準額等が支給されます。

いりょうふじょ 医療扶助

いりょうひ いりょう ちよくせつう げんきん きゅうふ
医療費は、医療は直接受けていただくもので、現金での給付はあ

りません。ただし、しゅうにゅうじょうきょう じ こふたん はっせい ぼあい
収入状況により自己負担が発生する場合があります

あります。また、じゅしんさき せいかつほごしていりょうきかん じゅしん
受診先は、生活保護指定医療機関で受診すること

げんそく
が原則となっています。

かいごふじょ 介護扶助

かいごほけん ようしえん ようかいご にんてい う ほう たいしょう
介護保険の「要支援」・「要介護」の認定を受けている方が対象と

なりますが、かいごほけん わり じ こふたんぶん
介護保険でまかないきれない1割の自己負担分につい

て扶助します。

しゅつさんふじょ 出産扶助

しゅつさんじ びょういん じょさんしせつ ひよう さだ
出産時に病院や助産施設などでかかる費用について定められ

はんいない じっぴ しきゅう
た範囲内で実費が支給されます。

せいぎょうふじょ 生業扶助

しゅうろう ひつよう ぎのう しかく しゅうとく ばあい ひよう
就労に必要なとなる技能や資格を習得する場合などにかかる費用

について、さだ はんいない じっぴ しきゅう こうとうがっこうとう
定められた範囲内で実費が支給されます。高等学校等の

しゅうがくひ たいしょう
就学費もこの対象となります。

そうさいふじょ 葬祭扶助

せたいひと な ばあい そうさいひよう さだ はんい
世帯の人が亡くなった場合などの葬祭費用について、定めら範囲

ない じつぴ しきゅう
内で実費が支給されます。

<せいかつほごう ぎむ 生活保護を受けたときの義務について>

せいかつほごう けんり ほしょう どうじ ほごう
生活保護を受ける権利は保障されています。同時に保護を受けた

とき、つぎのような義務も生じます。

● ほごう けんり たしや ゆず わた
保護を受ける権利は他者に譲り渡すことができません。

● せいかつじょう ぎむ
生活上の義務について

みずか けんこうじょうたい りょうこう たもつ にちじょうせいかつ いとな
自らの健康状態を良好に保つこと、また日常生活を営む

てきせつ きんせんかんり おこな けんこう ほじ ぞうしん
ための適切な金銭管理を行うとともに、健康の保持・増進や、

しゅうにゆう ししゅつじょうきょう てきせつ はあく つと
収入・支出状況などの適切な把握に努めていただきます。

● とどけで ぎむ しゅうにゆう ししゅつ せいけい じょうきょう へんどう
届出の義務として収入や支出など生計の状況に変動があ

ったとき、あるいは居住地または世帯構成に変更があったとき

すみ とど で
は速やかに届け出ていただきます。

● せいかつ いじこうじょう ほか ほご もくてきたっせい ひつよう しどう し
生活の維持向上、その他の保護の目的達成に必要な指導や指

じ おこな ばあい しじとう したが ぎむ
示を行った場合などは指示等に従う義務があります。

<保護受給中の注意事項>

- 家賃、公共料金などを滞納してはいけません。
- 借金をしてはなりません。借金は原則として収入と認定されます。結果として保護費が減額もしくは、保護が停止・廃止されます。

<こんな場合は保護費を返還しなければなりません！>

活用できる資産がありながら保護費を受けたとき、また生活保護申請や収入申告の内容に偽りがあったときなど不正な手段で保護を受けた場合は、すでに支給された保護費は返還しなければなりません。不正受給は保護費の返還だけでなく、法律により「懲役」や「罰金」が科せられることがあります。

問い合わせ先

こまえしやくしょ ふくしほけんぶ ふくしそудんかせいかつしえんかかり
粕江市役所 福祉保健部福祉相談課生活支援係

03-3430-1111 内線2211